

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸

「まん延防止等重点措置」を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について(通知)

各学校においては、教職員が一丸となって感染症対策と学びの保障の両立に多大な御尽力をいただいております。心から感謝申し上げます。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が急拡大するとともに、札幌市を中心とした医療提供体制がひっ迫している状況等を踏まえ、国により「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域として北海道が指定され、道は札幌市において新型コロナウイルスのまん延を防止するために必要な措置を実施する旨決定しました。実施期間は、5月9日(日)から5月31日(月)までです。

については、各道立学校及び市町村教育委員会においては、地域の感染状況を的確に把握しながら、国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(R3.4.28改訂)～『学校の新しい生活様式』～」(以下「衛生管理マニュアル」という。)に基づき、次の事項に特に留意し、感染症対策の実効性の確保を図ってください。

なお、各教育局においては、全道の感染状況や他校での感染予防の好事例等の提供により、各学校及び市町村教育委員会の取組を支援願います。また、校内での感染が確認された学校については、別途配布するフォローアップシートにより要因等も把握するとともに、必要に応じ適切な助言に努めてください。

記

1 学校運営に係る重点配慮

(1) 学校保健委員会の開催

校長は、学校保健委員会を開催し、学校医や学校薬剤師等と連携強化を図り、改めて衛生管理マニュアルに基づき、特に次の事項を徹底すること。

ア 効果的な体温・体調管理ツールを活用した健康観察及び手洗い・マスクの着用など、基本的な感染症対策を徹底すること。

イ 特にマスクの着用については、顔にフィットしているマスクを選ぶこと。なお、マスクの素材によって効果が異なることに留意するとともに、布マスクは1日1回洗濯することなどについて、改めて確認すること。

ウ 発熱の有無にかかわらず、当該児童生徒及び同居家族に風邪症状がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養すること。なお、この場合、欠席扱いとならないことやオンライン等による学びの保障の取組について、当該児童生徒及び保護者に丁寧に説明すること。

エ 換気の徹底や身体的距離の確保など、集団感染のリスクへの対応を徹底すること。

オ 各教科等、給食等の食事をとる場面、休み時間、登下校等における具体的な感染症対策を徹底すること。

【参考】

- ・マスクの効果

https://corona.go.jp/proposal/pdf/mask_kouka_20201215.pdf



- ・布マスクの洗い方

<https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRRo74o>



- ・学校の教室における窓開け換気効率の評価

<https://www.r-ccs.riken.jp/jp/fugaku/corona/projects/tsubokura.html>



(2) 部活動の指導体制の強化

校長は、部活動顧問会議等（「北海道の部活動の在り方に関する方針」4ページ参照）を開催し、次の対策を徹底すること。

ア 部活動前後には、常時マスクを正しく着用し、手指消毒又は手洗いを徹底すること。

イ 部活動中においては、活動に支障がない限りマスクを着用すること。

ウ 部活動終了後に、生徒同士で食事をするのを控えるよう特に指導を徹底すること。

(3) ICTを活用した学びの保障

やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対し、クラウドサービス等を活用した双方向のコミュニケーションにより、健康観察や学習指導を行う環境を整えること。特に、小・中学校及び特別支援学校小中学部においては、児童生徒に1人1台端末が整備されたことを踏まえ、端末の持ち帰り、貸出を適切に行うなど家庭での学習支援体制を確保すること。

2 石狩管内の道立学校における留意事項

(1) 登下校・日課・授業

石狩管内の道立学校については、児童生徒等の通学手段や地域の感染状況を踏まえながら、時差通学や1日の授業時間の削減（授業カット、短縮授業等）を検討するなど、感染防止と生徒の負担軽減を図ること。

ア 生徒の登校時刻と一般の通勤時刻が重ならないよう、時差通学を検討すること。

イ 学年ごとの登下校時間をずらすなど、登下校時の密を回避する工夫をすること。

ウ 特別支援学校においては、学校の実情や障がいの状態等に応じた対応について、個別に具体的な検討を行うこと。

(2) 寄宿舎

「新型コロナウイルス感染症の対策に係る寄宿舎の対応について」（令和2年（2020年）2月26日付け事務連絡）等を踏まえて、食事や入浴等で3つの密が重なりやすくなる場面のリスクを避ける取組を徹底すること。また、寄宿舎利用中に発熱等の症状が出た場合の対応について改めて確認すること。

(3) 学校行事

ア 集団宿泊的行事（修学旅行や宿泊研修等）は、当面の間、実施を見合わせる。

イ 感染のリスクが高い行事（運動会・体育祭や学校祭等）は、当面の間、原則中止又は延期すること。ただし、分散、縮小など感染症対策を十分に講じて実施できる場合は可能とする。

(4) 部活動

「学校における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和3年（2021年）4月30日付け教健体第167号）に基づき、適切に実施すること。

健康・体育課
高校教育課
義務教育課
特別支援教育課
教職員課